

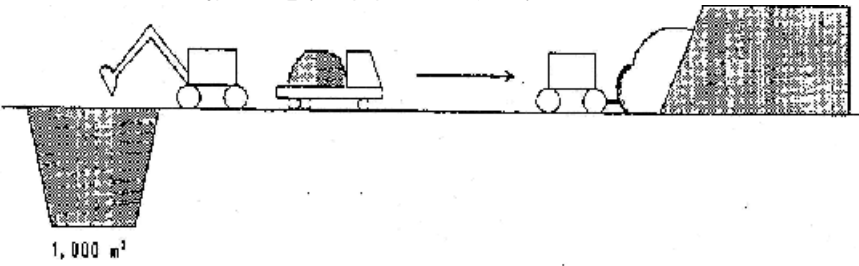
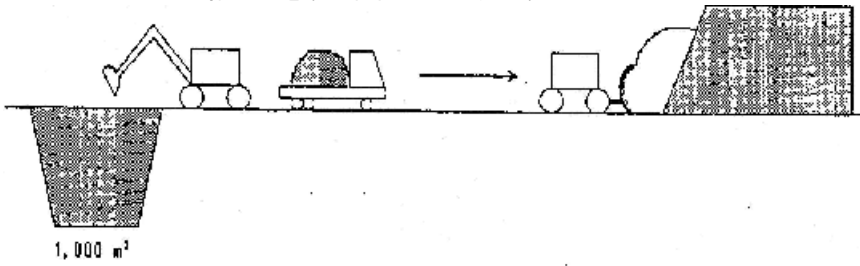
令和2年度

下水道設計指針（正誤表 第1回）

令和2年9月2日

令和2年度下水道設計指針 第1回 正誤表

ページ	誤	正																																																																		
I-2	<p>(Ⅲ) 材料単価等について 建設工事積算基準〔資料〕・公共事業建設資材価格調査報告書・物価資料（(財)経済調査会及び(財)建設物価調査会発行）等の掲載価格を採用する。 ※ 材料単価等が上記図書に掲載されていない場合は見積りにより対応するものとし、建設工事積算基準〔資料〕「材料単価の取扱いについて」に準じて価格を決定する。</p>	<p>(Ⅲ) 材料単価等について 建設工事積算基準〔資料〕・公共事業建設資材価格調査報告書・物価資料（(財)経済調査会及び(財)建設物価調査会発行）等の掲載価格を採用する。 ※ 材料単価等が上記図書に掲載されていない場合は見積りにより対応するものとし、建設工事積算基準（大阪府都市整備部）「材料単価等の取扱いについて」に準じて価格を決定する。</p>																																																																		
I-12	<p>② 家屋調査 1. 適用 本調査費は、建物等の内部に立入り専門家による詳細な調査を行う必要がある工事について適用し、軽微な調査については現場管理費の範囲とする。 2. 調査歩掛 業務費は、建設工事積算基準別冊（工事・委託業務参考歩掛）の「㉔工損調査積算基準」により積算し、「事業損失防止施設費」に計上する。この場合、本工事の間接工事費及び一般管理費等の対象外とする。</p>	<p>② 家屋調査 1. 適用 本調査費は、建物等の内部に立入り専門家による詳細な調査を行う必要がある工事について適用し、軽微な調査については現場管理費の範囲とする。 2. 調査歩掛 業務費は、建設工事積算基準（大阪府都市整備部）の「㉔地盤変動影響調査等」により積算し、「事業損失防止施設費」に計上する。この場合、本工事の間接工事費及び一般管理費等の対象外とする。</p>																																																																		
I-13	<p>注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、建設工事積算基準〔別冊〕（工事・委託参考歩掛）の㉔工損調査積算基準の第5. 工損調査等の〔一〕事前調査、事後調査及び算定の3. 事前調査 表11-4の補正率を適用するものとする。</p>	<p>注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、建設工事積算基準の㉔地盤変動影響調査等の第4. 地盤変動影響調査等の〔一〕事前調査、事後調査及び算定の4. 事前調査 表15-1-3の補正率を適用するものとする。</p>																																																																		
I-40	<p>(3) 仮設工（管路施設） 表 2-3-3 仮設工（管路施設）</p> <table border="1" data-bbox="315 963 1151 1345"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>打設方法</th> <th>使用セメント</th> <th>コンクリート規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン・坑外設備 仮囲い等基礎</td> <td>人力</td> <td>高炉B</td> <td>18-8-40BB</td> <td>水セメント比は規定しない ※2</td> </tr> <tr> <td>均しコンクリート</td> <td>人力・クレーン ポンプ</td> <td>〃</td> <td>18-8-40BB 18-(8-12)-25BB</td> <td>〃 ※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支圧壁 (鉄筋コンクリート)</td> <td>人力・クレーン</td> <td>高炉B (早強)</td> <td>24-(8-12)-40BB (24-(8-12)-40H)</td> <td rowspan="2">〃 ※2</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>〃 (〃)</td> <td>24-(8-12)-25BB (24-(8-12)-25H)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">坑口・支圧壁 (無筋コンクリート)</td> <td>人力・クレーン</td> <td>高炉B (早強)</td> <td>18-8-40BB (18-8-40H)</td> <td rowspan="2">〃 ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>〃 (〃)</td> <td>18-(8-12)-25BB (18-(8-12)-25H)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 水セメント比を規定するレディーミクストコンクリートの材料単価は、建設工事積算基準〔資料〕第1章土木工事設計単価第2節材料単価の取り扱いについてを参照すること。 ※2 水セメント比を規定しないJIS配合のレディーミクストコンクリートの材料単価は、物価資料（建設物価・積算資料）等を参照するものとする。 ※3 コンクリートの硬化期間がクリティカルパスとなる場合には、早強コンクリートを採用することができる。</p>	区分	打設方法	使用セメント	コンクリート規格	備考	クレーン・坑外設備 仮囲い等基礎	人力	高炉B	18-8-40BB	水セメント比は規定しない ※2	均しコンクリート	人力・クレーン ポンプ	〃	18-8-40BB 18-(8-12)-25BB	〃 ※2	支圧壁 (鉄筋コンクリート)	人力・クレーン	高炉B (早強)	24-(8-12)-40BB (24-(8-12)-40H)	〃 ※2	ポンプ	〃 (〃)	24-(8-12)-25BB (24-(8-12)-25H)	※3	坑口・支圧壁 (無筋コンクリート)	人力・クレーン	高炉B (早強)	18-8-40BB (18-8-40H)	〃 ※2 ※3	ポンプ	〃 (〃)	18-(8-12)-25BB (18-(8-12)-25H)	※3	<p>(3) 仮設工（管路施設） 表 2-3-3 仮設工（管路施設）</p> <table border="1" data-bbox="1240 963 2076 1345"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>打設方法</th> <th>使用セメント</th> <th>コンクリート規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン・坑外設備 仮囲い等基礎</td> <td>人力</td> <td>高炉B</td> <td>18-8-40BB</td> <td>水セメント比は規定しない ※2</td> </tr> <tr> <td>均しコンクリート</td> <td>人力・クレーン ポンプ</td> <td>〃</td> <td>18-8-40BB 18-(8-12)-25BB</td> <td>〃 ※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支圧壁 (鉄筋コンクリート)</td> <td>人力・クレーン</td> <td>高炉B (早強)</td> <td>24-(8-12)-40BB (24-(8-12)-40H)</td> <td rowspan="2">〃 ※2</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>〃 (〃)</td> <td>24-(8-12)-25BB (24-(8-12)-25H)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">坑口・支圧壁 (無筋コンクリート)</td> <td>人力・クレーン</td> <td>高炉B (早強)</td> <td>18-8-40BB (18-8-40H)</td> <td rowspan="2">〃 ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>〃 (〃)</td> <td>18-(8-12)-25BB (18-(8-12)-25H)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 水セメント比を規定するレディーミクストコンクリートの材料単価は、建設工事積算基準（大阪府都市整備部）「材料単価等の取扱いについて」を参照すること。 ※2 水セメント比を規定しないJIS配合のレディーミクストコンクリートの材料単価は、物価資料（建設物価・積算資料）等を参照するものとする。 ※3 コンクリートの硬化期間がクリティカルパスとなる場合には、早強コンクリートを採用することができる。</p>	区分	打設方法	使用セメント	コンクリート規格	備考	クレーン・坑外設備 仮囲い等基礎	人力	高炉B	18-8-40BB	水セメント比は規定しない ※2	均しコンクリート	人力・クレーン ポンプ	〃	18-8-40BB 18-(8-12)-25BB	〃 ※2	支圧壁 (鉄筋コンクリート)	人力・クレーン	高炉B (早強)	24-(8-12)-40BB (24-(8-12)-40H)	〃 ※2	ポンプ	〃 (〃)	24-(8-12)-25BB (24-(8-12)-25H)	※3	坑口・支圧壁 (無筋コンクリート)	人力・クレーン	高炉B (早強)	18-8-40BB (18-8-40H)	〃 ※2 ※3	ポンプ	〃 (〃)	18-(8-12)-25BB (18-(8-12)-25H)	※3
区分	打設方法	使用セメント	コンクリート規格	備考																																																																
クレーン・坑外設備 仮囲い等基礎	人力	高炉B	18-8-40BB	水セメント比は規定しない ※2																																																																
均しコンクリート	人力・クレーン ポンプ	〃	18-8-40BB 18-(8-12)-25BB	〃 ※2																																																																
支圧壁 (鉄筋コンクリート)	人力・クレーン	高炉B (早強)	24-(8-12)-40BB (24-(8-12)-40H)	〃 ※2																																																																
	ポンプ	〃 (〃)	24-(8-12)-25BB (24-(8-12)-25H)		※3																																																															
坑口・支圧壁 (無筋コンクリート)	人力・クレーン	高炉B (早強)	18-8-40BB (18-8-40H)	〃 ※2 ※3																																																																
	ポンプ	〃 (〃)	18-(8-12)-25BB (18-(8-12)-25H)		※3																																																															
区分	打設方法	使用セメント	コンクリート規格	備考																																																																
クレーン・坑外設備 仮囲い等基礎	人力	高炉B	18-8-40BB	水セメント比は規定しない ※2																																																																
均しコンクリート	人力・クレーン ポンプ	〃	18-8-40BB 18-(8-12)-25BB	〃 ※2																																																																
支圧壁 (鉄筋コンクリート)	人力・クレーン	高炉B (早強)	24-(8-12)-40BB (24-(8-12)-40H)	〃 ※2																																																																
	ポンプ	〃 (〃)	24-(8-12)-25BB (24-(8-12)-25H)		※3																																																															
坑口・支圧壁 (無筋コンクリート)	人力・クレーン	高炉B (早強)	18-8-40BB (18-8-40H)	〃 ※2 ※3																																																																
	ポンプ	〃 (〃)	18-(8-12)-25BB (18-(8-12)-25H)		※3																																																															

ページ	誤	正																		
I-52	<p>表2-4-2 支保材設置・撤去重量及び賃料額算出重量</p> <table border="1" data-bbox="309 199 1176 478"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置・撤去重量</th> <th>賃料重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常 (キリンジャッキ使用)</td> <td>主部材(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)</td> <td>・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04</td> </tr> <tr> <td>プレロードジャッキ使用</td> <td>主部材(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)</td> <td>・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22-(イ)×設置数 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04 ・プレロードジャッキ部材重量 : (エ)⇒見積重量</td> </tr> </tbody> </table> <p>賃料額の算出においては下記のとおりとする。 主部材:重量(ア)×日数×賃料単価(建設物価等) 副部材A :重量(イ)×日数×賃料単価(建設工事積算基準[資料]3-37) 副部材B :重量(ウ)×修理損耗費(建設工事積算基準[資料]3-37) プレロードジャッキ:設置数(基)×日数×賃料単価(円/基)(見積り)</p>		設置・撤去重量	賃料重量	通常 (キリンジャッキ使用)	主部材(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)	・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04	プレロードジャッキ使用	主部材(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)	・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22-(イ)×設置数 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04 ・プレロードジャッキ部材重量 : (エ)⇒見積重量	<p>表2-4-2 支保材設置・撤去重量及び賃料額算出重量</p> <table border="1" data-bbox="1234 199 2101 478"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置・撤去重量</th> <th>賃料重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常 (キリンジャッキ使用)</td> <td>主部材(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)</td> <td>・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04</td> </tr> <tr> <td>プレロードジャッキ使用</td> <td>主部材(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)</td> <td>・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22-(イ)×設置数 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04 ・プレロードジャッキ部材重量 : (エ)⇒見積重量</td> </tr> </tbody> </table> <p>賃料額の算出においては下記のとおりとする。 主部材:重量(ア)×日数×賃料単価(建設物価等) 副部材A :重量(イ)×日数×賃料単価(建設工事積算基準[資料]6-5) 副部材B :重量(ウ)×修理損耗費(建設工事積算基準[資料]6-5) プレロードジャッキ:設置数(基)×日数×賃料単価(円/基)(見積り)</p>		設置・撤去重量	賃料重量	通常 (キリンジャッキ使用)	主部材(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)	・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04	プレロードジャッキ使用	主部材(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)	・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22-(イ)×設置数 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04 ・プレロードジャッキ部材重量 : (エ)⇒見積重量
	設置・撤去重量	賃料重量																		
通常 (キリンジャッキ使用)	主部材(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)	・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04																		
プレロードジャッキ使用	主部材(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)	・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22-(イ)×設置数 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04 ・プレロードジャッキ部材重量 : (エ)⇒見積重量																		
	設置・撤去重量	賃料重量																		
通常 (キリンジャッキ使用)	主部材(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)	・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(キリンジャッキ部材重量控除【50cm】控除) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04																		
プレロードジャッキ使用	主部材(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) +副部材A(主部材×0.22) +副部材B(主部材×0.04)	・主部材 : (ア)⇒主部材重量-(プレロードジャッキ部材重量控除【プレロードジャッキ長控除】) ・副部材A : (イ)⇒(ア)×0.22-(イ)×設置数 ・副部材B : (ウ)⇒(ア)×0.04 ・プレロードジャッキ部材重量 : (エ)⇒見積重量																		
I-77	<p>CASE D1 : 掘削土を場内仮置き整地する場合</p>  <p>1,000 m³</p> <p>※ 場内仮置き土整地工は「建設工事積算基準 [I] II-1-④-3」の(残土受入地での処理)を適用する。</p>	<p>CASE D1 : 掘削土を場内仮置き整地する場合</p>  <p>1,000 m³</p> <p>※ 場内仮置き土整地工は「土木工事標準積算基準書(共通編) 第II編共通工第1章土工②-1土工3-3整地」の(残土受入地での処理)を適用する。</p>																		
I-93	<p>(4) 計算例</p> <p>1) 自動車専用道を利用する場合において検討が必要となるケース (建設工事積算基準 [I] II-1-②-11バックホウ山積0.8m³DID区間有り、運搬距離(2)(表3.6)適用の場合)</p>	<p>(4) 計算例</p> <p>1) 自動車専用道を利用する場合において検討が必要となるケース (土木工事標準積算基準書(共通編) II-1-②-14バックホウ山積0.8m³DID区間有り、運搬距離(2)(表3.6)適用の場合)</p>																		
I-95	<p>2) 自動車専用道を利用する場合において検討が必要となるケース (建設工事積算基準 [I] II-1-②-11バックホウ山積1.4m³DID区間有り、運搬距離(4)(表3.8)適用の場合)</p>	<p>2) 自動車専用道を利用する場合において検討が必要となるケース (土木工事標準積算基準書(共通編) II-1-②-15バックホウ山積1.4m³DID区間有り、運搬距離(4)(表3.8)適用の場合)</p>																		
I-99	<p>第2章管路施設 第1節 管路布設工 3) その他・注意事項</p> <p>a) 設置、布設に伴う土工、土留工、基礎工等は別途計上する。 b) 労務単価は、建設工事積算基準 [資料] (大阪府都市整備部)を参照のこと。 c) 外面塗装は設備工事に準じる。</p>	<p>第2章管路施設 第1節 管路布設工 3) その他・注意事項</p> <p>a) 設置、布設に伴う土工、土留工、基礎工等は別途計上する。 b) 労務単価は、建設工事積算基準(大阪府都市整備部)「土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について」を参照のこと。 c) 外面塗装は設備工事に準じる。</p>																		

ページ	誤	正
I-109	③ 二重管ストレーナ注入工法 1. はじめに 二重管ストレーナ工法（単相方式及び複相方式）による積算は、「下水道用設計標準歩掛表―第1巻管路―」、「 <u>同一別冊参考資料―</u> 」、「 <u>大阪府都市整備部建設工事積算基準</u> 」によるものとする。	③ 二重管ストレーナ注入工法 1. はじめに 二重管ストレーナ工法（単相方式及び複相方式）による積算は、「下水道用設計標準歩掛表―第1巻管路―」、「 <u>土木工事標準積算基準書（共通編）</u> 」によるものとする。
I-112	④ 二重管ダブルパッカー注入工法 1. はじめに 二重管ダブルパッカー工法による積算は、「下水道用設計標準歩掛表―第1巻管路―」、「 <u>同一別冊参考資料―</u> 」、「 <u>大阪府都市整備部建設工事積算基準</u> 」によるものとする。	④ 二重管ダブルパッカー注入工法 1. はじめに 二重管ダブルパッカー工法による積算は、「下水道用設計標準歩掛表―第1巻管路―」、「 <u>土木工事標準積算基準書（共通編）</u> 」によるものとする。
I-140	2. 刃口推進工法機械器具損料算定（掲載箇所一覧） ① 機械器具損料及び電力料算定表 管路編 A-6-5~9 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-149~156	2. 刃口推進工法機械器具損料算定（掲載箇所一覧） ① 機械器具損料及び電力料算定表 管路編 A-6-5~9 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-143~149
I-150	2. 泥水式推進工法機械器具損料算定（掲載箇所一覧） ① 機械器具損料及び電力料算定表（その1） 管路編 A-6-18-21 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-164~165 ② 機械器具損料算定表（その2） 管路編 A-6-25 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-169~170 ③ 機械器具損料及び電力料算定表（泥水還流設備） 管路編 B-28-8 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-166 ④ 機械器具損料及び電力料算定表（泥水処理設備） 管路編 B-29-8・9 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-167~168	2. 泥水式推進工法機械器具損料算定（掲載箇所一覧） ① 機械器具損料及び電力料算定表（その1） 管路編 A-6-18-21 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-157~158 ② 機械器具損料算定表（その2） 管路編 A-6-25 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-162~163 ③ 機械器具損料及び電力料算定表（泥水還流設備） 管路編 B-28-8 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-159 ④ 機械器具損料及び電力料算定表（泥水処理設備） 管路編 B-29-8・9 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-160~161
I-173	2. 泥濃式推進工法機械器具損料算定（掲載箇所一覧） ① 機械器具損料及び電力料算定表（その1） 管路編 A-6-57 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-183・164・165 ② 機械器具損料及び電力料算定表（その2） 管路編 A-6-58 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-183~184 ③ 機械器具損料及び電力料算定表（その3） 管路編 A-6-61 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-184	2. 泥濃式推進工法機械器具損料算定（掲載箇所一覧） ① 機械器具損料及び電力料算定表（その1） 管路編 A-6-57 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-176・157・158 ② 機械器具損料及び電力料算定表（その2） 管路編 A-6-58 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-176~177 ③ 機械器具損料及び電力料算定表（その3） 管路編 A-6-61 * 機械器具損料根拠算定表 府指針 I-176
I-187	運搬費 運搬費については、 <u>積算基準I-2-②-12</u> に基づき次にあげるものを計上する。 (1) 仮設ケーシング、円形覆工板仮設材の運搬 (2) “ 仮設材の積込み、取卸し	運搬費 運搬費については、 <u>土木工事標準積算基準書（共通編）第I編総則第2章工事費の積算②間接工事費2-2運搬費</u> に基づき次にあげるものを計上する。 (1) 仮設ケーシング、円形覆工板仮設材の運搬 (2) “ 仮設材の積込み、取卸し

ページ	誤	正																						
I-224	<p>1. 共通仮設費の補正</p> <p>○ 管路施設更生工（製管工法、反転・形成工法）の共通仮設費（率分） 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（kr）×更生工補正率×作業地域・作業場所による補正值）</p> <p>2. 現場管理費の補正</p> <p>○ 管路施設更生工（製管工法、反転・形成工法）の現場管理費 現場管理費＝対象純工事費×（現場管理費率標準値×更生工補正率×作業地域・作業場所による補正值）</p>	<p>1. 共通仮設費の補正</p> <p>○ 管路施設更生工（製管工法、反転・形成工法）の共通仮設費（率分） 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（kr）×更生工補正率×施工地域を考慮した補正係数）</p> <p>2. 現場管理費の補正</p> <p>○ 管路施設更生工（製管工法、反転・形成工法）の現場管理費 現場管理費＝対象純工事費×（現場管理費率×更生工補正率×施工地域を考慮した補正係数）</p>																						
II-32	<p>3) 共通仮設費の積算</p> <p>② 率計算 率分基本式＝対象額（P）×共通仮設費率（Kr）×0.5×作業地域・作業場所による補正值</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-33 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="309 675 1178 954"> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円を超え20億円以下</td> <td>20億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下記の率による。</td> <td colspan="2">式（ ）の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>（表一 参照）</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> </tr> </table>	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	下記の率による。	式（ ）の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。		A	b	（表一 参照）	485.4	-0.2231	<p>3) 共通仮設費の積算</p> <p>② 率計算 率分基本式＝対象額（P）×共通仮設費率（Kr）×0.5×作業地域・作業場所による補正係数</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-33 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="1227 675 2119 962"> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円を超え20億円以下</td> <td>20億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下記の率による。</td> <td colspan="2">式（ ）の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>（表 1-1-34 参照）</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> </tr> </table>	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	下記の率による。	式（ ）の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。		A	b	（表 1-1-34 参照）	485.4	-0.2231
1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの																						
下記の率による。	式（ ）の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。																							
	A	b																						
（表一 参照）	485.4	-0.2231																						
1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの																						
下記の率による。	式（ ）の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。																							
	A	b																						
（表 1-1-34 参照）	485.4	-0.2231																						

ページ	誤	正																																																																								
II-35	<p>5) 現場管理費の積算 ① 現場管理費率基本式 現場管理費=対象純作業費×(現場管理費率標準値+補正率)</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-36 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="302 327 1176 614"> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円を超え20億円以下</td> <td>20億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下記の率による。</td> <td colspan="2">式()の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>(表一 参照)</td> <td>228.2</td> <td>-0.1119</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20.77</td> </tr> </table> <p>表 1-1-37 対象純作業費が1,000万円以下の共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="302 718 1176 1268"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>算出式 $Jo=228.2 \times Np^{-0.1089}$</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,000万円以下</td><td>37.59</td></tr> <tr><td>900万円以下</td><td>38.03</td></tr> <tr><td>800万円以下</td><td>38.54</td></tr> <tr><td>700万円以下</td><td>39.12</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>39.80</td></tr> <tr><td>500万円以下</td><td>40.62</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>41.64</td></tr> <tr><td>300万円以下</td><td>43.01</td></tr> <tr><td>200万円以下</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>100万円以下</td><td>48.63</td></tr> </tbody> </table> <p>また、作業地域・作業場所を考慮した現場管理費標準値の補正は、表1-1-36、表1-1-37の現場管理費率に、表1-1-38の補正係数を乗ずるものとする。</p>	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	下記の率による。	式()の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。		A	b	(表一 参照)	228.2	-0.1119			20.77	対象額	算出式 $Jo=228.2 \times Np^{-0.1089}$	1,000万円以下	37.59	900万円以下	38.03	800万円以下	38.54	700万円以下	39.12	600万円以下	39.80	500万円以下	40.62	400万円以下	41.64	300万円以下	43.01	200万円以下	45.00	100万円以下	48.63	<p>5) 現場管理費の積算 ① 現場管理費率基本式 現場管理費=対象純作業費×(現場管理費率×補正係数)</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-36 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="1220 327 2116 614"> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円を超え20億円以下</td> <td>20億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下記の率による。</td> <td colspan="2">式()の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>(表 1-1-37 参照)</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20.88</td> </tr> </table> <p>表 1-1-37 対象純作業費が1,000万円以下の現場管理費</p> <table border="1" data-bbox="1243 718 2116 1268"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>算出式 $Jo=229.8 \times Np^{-0.1120}$</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,000万円以下</td><td>37.79</td></tr> <tr><td>900万円以下</td><td>38.24</td></tr> <tr><td>800万円以下</td><td>38.74</td></tr> <tr><td>700万円以下</td><td>39.33</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>40.01</td></tr> <tr><td>500万円以下</td><td>40.84</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>41.87</td></tr> <tr><td>300万円以下</td><td>43.24</td></tr> <tr><td>200万円以下</td><td>45.25</td></tr> <tr><td>100万円以下</td><td>48.90</td></tr> </tbody> </table> <p>また、作業地域・作業場所を考慮した現場管理費率の補正は、表1-1-36、表1-1-37の現場管理費率に、表1-1-38の補正係数を乗ずるものとする。</p>	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	下記の率による。	式()の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。		A	b	(表 1-1-37 参照)	229.8	-0.1120			20.88	対象額	算出式 $Jo=229.8 \times Np^{-0.1120}$	1,000万円以下	37.79	900万円以下	38.24	800万円以下	38.74	700万円以下	39.33	600万円以下	40.01	500万円以下	40.84	400万円以下	41.87	300万円以下	43.24	200万円以下	45.25	100万円以下	48.90
1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの																																																																								
下記の率による。	式()の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。																																																																									
	A	b																																																																								
(表一 参照)	228.2	-0.1119																																																																								
		20.77																																																																								
対象額	算出式 $Jo=228.2 \times Np^{-0.1089}$																																																																									
1,000万円以下	37.59																																																																									
900万円以下	38.03																																																																									
800万円以下	38.54																																																																									
700万円以下	39.12																																																																									
600万円以下	39.80																																																																									
500万円以下	40.62																																																																									
400万円以下	41.64																																																																									
300万円以下	43.01																																																																									
200万円以下	45.00																																																																									
100万円以下	48.63																																																																									
1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの																																																																								
下記の率による。	式()の算定式より、算出された率とする。ただし、変数値A、bは下記による。																																																																									
	A	b																																																																								
(表 1-1-37 参照)	229.8	-0.1120																																																																								
		20.88																																																																								
対象額	算出式 $Jo=229.8 \times Np^{-0.1120}$																																																																									
1,000万円以下	37.79																																																																									
900万円以下	38.24																																																																									
800万円以下	38.74																																																																									
700万円以下	39.33																																																																									
600万円以下	40.01																																																																									
500万円以下	40.84																																																																									
400万円以下	41.87																																																																									
300万円以下	43.24																																																																									
200万円以下	45.25																																																																									
100万円以下	48.90																																																																									

ページ	誤	正
Ⅱ－４３	② 管きょ設計委託料積算例 １．管きょ実施設計（基本設計） (2) 基本歩掛 照査技術者による報告は、大阪府建設工事積算基準[Ⅲ]（測量・地質調査・設計業務等委託編）平成３０年度 3-2-1 1－2 その他の数値を適用する。	② 管きょ設計委託料積算例 １．管きょ実施設計（基本設計） (2) 基本歩掛 照査技術者による報告は、 <u>設計業務等標準積算基準書・同参考資料 3-2-1 1－2 その他の数値</u> を適用する。
Ⅱ－４８	② 管きょ設計委託料積算例 ２．詳細設計 (2) 基本歩掛 照査技術者による報告は、大阪府建設工事積算基準[Ⅲ]（測量・地質調査・設計業務等委託編）平成３０年度 3-2-1 1－2 その他の数値を適用する。	② 管きょ設計委託料積算例 ２．詳細設計 (2) 基本歩掛 照査技術者による報告は、 <u>設計業務等標準積算基準書・同参考資料 3-2-1 1－2 その他の数値</u> を適用する。